

平成28年度事業計画(案)

I. はじめに

平成27年国勢調査の速報値で、1920年の調査開始以降初めて日本の総人口が減少した。今後は、少子高齢化時代の急速な進展が現実のものとなることから、これに伴い様々な問題が顕在化すると予想され、身近な暮らしの中の法律家として司法書士はこれらの問題解決に取り組むことが求められている。

また、経済取引の国際化が一段と進み、今年度の訪日外国人観光客数は2000万人を超える見込みであり、外国人の不動産購入も増加傾向である。特に沖縄県は、海外への移民も多く、国のアジア戦略拠点として期待されていることから、今後、我々の業務も急速に国際化していくことが予想される。

一方、貸金業法改正から10年が経過し、債務整理事件が減少したことにより、簡裁訴訟代理業務はピーク時の平成21年度の3分の1以下と司法書士の裁判事務への関与が著しく低下している。140年以上の歴史を持つ司法書士は、元来裁判事務の専門家として、市民の日常生活で発生する様々な法律問題に対し広く関わってきた。身近な暮らしの中の法律家を目指す以上、司法書士は債務整理事件、登記事件のみならず、市民の日常生活で発生する様々な法律問題に向き合い、地域に密着し、市民生活における紛争の防止と解決、権利擁護に一層努力する必要がある。

司法書士の使命は、国民の権利擁護と公正な社会の実現にあるが、その使命を見失い社会的責任を放棄すれば、国民の信頼を得ることはできず、司法書士制度そのものの存続が危なくなってくる。

近年、業務の複雑化や登記受託数の減少等により事務所経営が安定せず、対外的な社会活動をする余裕がないとの意見もある。しかし、経営が安定しない時こそ、我々は国民の負託を受けた司法書士制度の下、生活の糧を得ていることを忘れてはならない。司法書士一人ひとりが国民の期待に応え続けていく姿を見せることで、司法書士制度の意義が周知され、会員一人ひとりの活躍・発展に繋がるのである。

そこで、当会は、会員が様々な法律問題に対応できるように、研修事業及び業務に関する資料提供をさらに充実させ、新たな分野の業務を社会に定着させる事業を実施することで、一人ひとりの会員が社会的責任を果たし、積極的に業務に取り組めるよう支援し、もって、国民のための司法書士制度の発展に寄与する。

Ⅱ. 災害対策について

東日本大震災から5年が経過し、東北地方の被災地が未だ復興の途中にあるさなか、平成28年熊本地震が発生した。インフラの復旧は進んでいるが、度重なる余震や土砂災害等の二次被害の危険があるため、被災者が日常生活を取り戻すには時間がかかることが予想されており、被災者の不安は計り知れない。身近な暮らしの中の法律家として司法書士は被災者に精神的にも寄り添いながら法的支援活動を行うことが求められている。

当会は、同じ九州ブロックの仲間である熊本県司法書士会・大分県司法書士会や九州の各司法書士会と連携して、被災した会員や被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、全面的に支援する。

また、昨年度、沖縄土業等ネットワークと那覇市との間で「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」が締結された。当会とてしも、被災地への支援と並行して、大規模災害時の緊急対応に備えた体制を確立していく。

Ⅲ. 司法書士を取り巻く状況

1. 不動産登記、取引立会関連業務

マイナンバー制度が導入され、本人確認や添付書類の取り扱いが変更された。今後も同制度が実務にあたる影響を注視し、情報収集に努める。

また、平成28年10月に第6回世界のウチナーンチュ大会が開催されることから、これを契機として、会員が涉外登記を積極的に行えるように、涉外登記の研究・研修を行う。

2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

司法書士は、商業・法人登記手続を代理できる唯一の資格であるが、受託率が低い状況である。一方で、中小企業の経営者の平均年齢が60歳を超え、事業承継の潜在的なニーズが存在し、外国人がらみの依頼も増加傾向にあること、これらについて研究及び研修を行い会員の受託促進に寄与する。

その他、平成18年の会社法施行から10年目にあたることから、役員変更登記についての注意喚起を行う。

3. 簡裁代理・裁判実務関連業務

多様化する市民社会の法律問題に対応するために、会員が様々な事件に対応できるよう支援し、裁判実務関連業務を受託促進する必要があることから、具体的事件についての勉強会、実務経験のある会員による講義等

を企画していく。

4. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）との連携

日司連は制度の更なる発展のために司法書士法改正に取り組んでいるが、改正には政治連盟の活動が不可欠である。今後の法改正の対応でも日本司法書士政治連盟沖縄県会と連携を取る。

成年後見制度の発展に資するべく公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と協議，連携する。

青年の会は当会の次代を担う人材育成の場でもあり，当会にとって重要な団体である。また，青年の会と協力して，社会問題にも積極的に対応していけるよう連携を図る。

5. 法令等の改正

現在，国会に提出されている民法の一部改正法案に関する動向を注視し，施行までに会員が十分な準備ができるよう，情報を収集する。

また，今年改正が予定されている商業登記規則に関する情報を収集し，その対応を会員へ情報提供する。

以上をふまえ，当会は，今年度の事業計画として，重点事業並びに個別的
事業計画を以下のとおり策定する。

IV. 事業計画の具体的推進

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

重点第2. 渉外登記の本の発刊

重点第3. 民事信託

重点第4. 裁判実務

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[総務部・相談事業部・企画部・
広報部]

1. 法律相談の充実

(1) 沖縄県や市町村が開催する多重債務相談会へ相談員を派遣する。

- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）、所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇市小禄支所）に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に相談員を派遣，または紹介する。
- (5) 紹介依頼に対し，最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による，離島からの無料電話法律相談を常設する。また，電話相談の利用を促進するため，離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (8) 連合会から要請のある相談会，その他各種相談会を実施する。
 - ア 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
 - イ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - ウ 2月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会や講演会の開催）
 - エ 司法過疎地域における相談会
 - オ その他の相談会
- (9) 沖縄県の自殺対策事業に協力する。
- (10) 消費者庁の消費者月間に協力する。
- (11) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成，拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては，相談技法向上の為，同席研修を奨励する。
- (12) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (13) 全国のADR調停センターの動向を確認の上，組織面，運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。
- (14) その他，市民への法定サービスの拡充に繋がる相談会を開催する。

2. 社会貢献活動

司法書士の社会貢献活動を推進し，他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄士業等ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。

(2) 那覇市と沖縄士業等ネットワーク協議会とが締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があれば、相談員を派遣する。

(3) その他の社会貢献活動

3. 講師派遣

(1) 消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。

(2) 県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。

(3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 渉外登記の本の発刊

[研修部・企画部・広報部]

外国人の依頼者や、相続人が海外居住者の場合等の実務での対応方法を全会員に情報提供するために、渉外登記に関する分野について、研究・情報収集等を行い、研修を実施し、本を発刊することを計画している。

重点第3. 民事信託

[研修部・企画部]

「信託相談会」を開催することを目標にして、信託特別委員会を結成し、信託の研究、研修等を実施していく。今後司法書士が信託を積極的に活用し業務として確立する足がかりとなることを目指す。

重点第4. 裁判実務

[研修部・企画部]

司法書士が簡裁代理権を取得して10年以上がたった。簡裁代理権認定のための特別研修があったものの、それ以降裁判実務能力をスキルアップするため、まとまった研修を受講した会員はほぼ皆無だと思われる。

そこで今年度は、裁判事務委員会を中心として、要件事実のみならず、事実認定まで踏み込んだ、民事訴訟の全体構造を理解するための、1年に亘る連続した研修を行う。

この研修は参加者各位の予習の成果を基に、具体的事例を取り上げて討論を重ね、学習効果を高めることを狙った研修である。

日々の業務の中、予習の負担も大きく、しかも手さぐりで進める研修であることは否めないが、多くの会員の参加を募りたい。興味のある会員は途中からでも参加していただきたい。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実

1. 会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

民法改正の動向を注視し、必要であれば研修を行う。

その他、重要な法令の改正があれば必要に応じて研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業・法人登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

カ 信託に関する研修

信託に関する業務は、今後、司法書士にとって重要なものとなる可能性があると考え、昨年に引き続き研修を実施する。

キ その他実務に関する研修

他土業、又は他県からの外部講師を招き、周辺業務の研修を活発に行いたい。

(2) ゼミ形式の研修

一方的に講義を聴くだけの研修ではなく、できるだけ会員が参加できる形式の研修を目指す。

(3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 特定分野研修会

ウ 法令一斉研修会

エ 日司連中央研修所新人研修会

- (5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。
 - ア 平成28年9月3日第18回九州ブロック会員研修会
テーマ「司法書士の研修制度の現状と課題」(仮称)(於;沖縄)
 - イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会
日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

4. 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し伝達研修を行う。

6. 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。
 - e ラーニングの活用や会員が興味のある研修を企画し、会員が12単位以上取得できるように工夫する。
- (3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (4) 離島の会員を対象とした、インターネットを利用した研修の改善に取り組む。

2. 業務の改善

1. 会員の執務に対する対応

- (1) 司法書士倫理に関する研修会を開催する。

(2) 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。

2. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

窓口専門職員の派遣を継続する。法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部・研修部・企画部]

1. 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

(2) 業務上有意義な資料を収集し、ホームページで会員への情報提供を継続する。

(3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。

3. 共済制度、福利厚生事業

(1) 共済制度の充実

(2) 福利厚生事業

4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める

5. 政治連盟，成年後見センター・リーガルサポート，青年の会との協議，情報交換

6. 規則等の改善の検討

7. 財政基盤の強化

(1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行

(2) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

5. 広報活動

[広報部]

(1) 相続登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。
実施期間中は、会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。
実施期間中は、会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の「司法書士の日」に各会員の事務所において、無料法律相談を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。

(4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと、支部毎に無料法律相談会を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。

2. 8月3日の「司法書士の日」に、司法書士制度を周知するイベント等を実

施する。

3. 必要に応じて、社会問題に対する会長声明・司法書士会見解等の発表を積極的に行う。
4. 破産申立て事例等に関するアンケートの収集及び調査報告のホームページへの掲載
5. 会報の発行
6. 広報活動の拡充